第五百五十一条の二に次の一号を加える。
三　内水面漁業の振興に関すること。
第五百五十五条の二に次の一号を加える。
四　内水面漁業の振興に関すること。
第五百五十九条の二に次の一号を加える。
四　内水面漁業の振興に関すること。
第五百六十三条の二に次の一号を加える。
四　内水面漁業の振興に関すること。
第五百七十条に次の一号を加える。
四　内水面漁業の振興に関すること。
第五百七十八条に次の一号を加える。
五　内水面漁業の振興に関すること。
別表第一横浜植物防疫所札幌支所留萌出張所の項を削り、同表横浜植物防疫所札幌支所室蘭・苫小牧出張所の項の次に次のように加える。

横浜植物防疫所札幌支所新千歳空港出張所	千歳市

別表第一横浜植物防疫所塩釜支所青森出張所の項中「青森出張所」を「弘前出張所」に、「青森市」を「弘前市」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第四十三号

農林水産技術会議令（昭和三十一年政令第百九十九号）第五条の規定に基づき、農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　農林水産大臣　林　芳正

農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令

農林水産技術会議事務局組織規則（昭和四十年農林省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第十号を次のように改める。

十　国立研究開発法人審議会の庶務に関すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第四十二号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、経済産業省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　経済産業大臣　宮沢　洋一

経済産業省定員規則の一部を改正する省令

経済産業省定員規則（平成十三年経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	四、四九八人	
資源エネルギー庁	四八六人	
特許庁	二、八二一人	
中小企業庁	二〇二人	
合計	八、〇〇七人	

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、改正後の経済産業省定員規則第一条及び附則第二項の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

2　改正後の経済産業省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同条に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	平成二十七年九月三十日までの間	四、五五八人

○国土交通省令第二十七号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、国土交通省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省定員規則の一部を改正する省令

国土交通省定員規則（平成十三年国土交通省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	三九、九五三人	
観光庁	一〇〇人	
気象庁	五、一六七人	
運輸安全委員会	一七八人	事務局の職員の定員とする。
海上保安庁	一三、四二二人	
合計	五八、八二〇人	

附　則

（施行期日等）

1　この省令は、公布の日から施行し、改正後の国土交通省定員規則（以下「新規則」という。）第一条及び次項の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（定員の期間別の特例）

2　本省の定員は、次の表の期間の欄に掲げる期間においては、新規則第一条の規定にかかわらず、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	平成二十七年九月三十日までの間	四〇、〇五一人